

日本疫学会、日本公衆衛生学会における倫理審査の取組  
山梨大学大学院社会医学講座 山縣然太郎

### 1. 日本疫学会での取り組み

日本疫学会では、理事会、倫理問題検討委員会で疫学研究の倫理問題について議論を重ね、2002年1月に「疫学研究を実施するにあたっての倫理宣言」を示した。同年10月には「疫学研究を実施するにあたっての倫理指針」および「日本疫学会倫理審査委員会設置要項」に基づいて、倫理審査委員会を設置して、会員から申請された研究計画について審査を開始した。

倫理指針については現在、国の指針に基づいて審査をしている。

倫理審査委員会は東日本、西日本に2か所設置され、各5名の委員（外部委員2名を含む）で構成され、2003年以降、20件の審査が行われた。申請者は学会員で、所属する機関に倫理審査委員会が設置されていない研究機関、保健所である。経費は3万円。

審査状況は申請者およびテーマを疫学会のホームページに掲載している。

参考 日本疫学会ホームページ <http://jeaweb.jp/rinri/index.html>

### 2. 日本公衆衛生学会での取り組み

日本公衆衛生学会では、倫理に関する委員会として、「会員の倫理・行動規範に関する委員会」と「研究倫理審査委員会」を設置している。研究倫理審査委員会は2007年10月に設置され、委員会規定、委員会運営要領に基づいて、開催されている。

研究倫理審査委員会は2011年度に2件、2012年度に5件審査した。現在委員は7名（外部委員3名を含む）申請者は学会員で、過去2年間の申請者の所属は保健所、文科系大学、市町村等となっている。経費は3万円。

参考 日本公衆衛生学会ホームページ <http://www.jsph.jp/kenkyu.html>

### 3. 参考資料

#### 1) 日本疫学会「疫学研究を実施するにあたっての倫理宣言」 2002年1月25日

今日に至るまで疫学研究は、健康の増進、疾病の予防、寿命の延長、生活の質の向上などを通じて、人類の福利厚生の上を目指して実施されてきた。結核をはじめとする感染症対策、がんや循環器疾患などの慢性疾患の予防、難病対策、環境問題など、わが国においても多くの面で社会的貢献をしてきたことは、周知の事実である。そして、これらの疫学研究の多くは、その時代に則した方法で対象者の人権を最大限に尊重して実施されてきている。

今後とも、疫学研究を遂行するにあたり、対象者の人権を保護するなど、倫理面に十分配慮した研究の必要性は、改めて指摘するまでもない。しかしながら、昨今のプライバシーの権利に関する意識の向上や、個人情報保護の社会的動向などに鑑み、日本疫学会として疫学研究の倫理原則を提示しておくことは、今後の疫学研究を円滑に遂行するために必要なこと

と判断した。

日本疫学会会員は疫学研究を遂行するにあたり、次の5項目を遵守することを、ここに再確認する。

1. 真理の追究を目的とした研究であること

疫学研究は他の学術研究と同様に、真理追究を目的としたものである。また、疫学研究は人類の福利厚生の上に資するべきである。

2. 対象者の人権を尊重した研究であること

疫学研究の対象は人であり、個々の対象者の人権を尊重した研究を行う必要がある。そのためには、(1)可能な限り対象者のインフォームド・コンセントを得ること、(2)個人情報保護の保護に万全を期すること、(3)計画段階で倫理審査委員会など第三者の評価を受けること、などが重要となる。

3. 目的を達成するために最も適切な方法を用いた研究であること

疫学研究が当初の目的を達成するために、方法と得られる結果の重要性を比較衡量して、研究実施時点の知見に照らし合わせて最も合理的な方法を採用すべきである。また、対象者の健康を損なうことがないよう、研究方法は安全性に十分配慮したものとする。

4. 社会規範に反しない研究であること

重要な社会規範である法律を遵守した研究を実施すべきである。生命倫理に反する研究も認められない。また、既存の医学研究や疫学研究を遂行するにあたっての規範を最大限に尊重する必要がある。

5. 常に社会に開かれた研究であること

以上の点が勘案された上で研究が実施されているかどうかの評価を、社会から受けることが出来るようにする。そのためには、研究の内容や結果の公表などを通じて、常に社会に対して責任を持って研究を公開するように、努める必要がある。



## 倫理審査

| [審査状況](#) | [倫理審査委員会名簿](#) | [倫理審査申請書\[PDF・ワード\]](#) | [申請書提出先](#) |

- ▶ [「日本疫学会 疫学研究を実施するにあたっての倫理宣言」](#)
- ▶ [倫理問題に関する御連絡](#)
- ▶ [日本疫学会倫理審査委員会設置要項](#)
- ▶ [日本疫学会 個人情報保護に関連する法整備に関する声明](#)
- ▶ [個人情報保護に関して参考となる資料および資料のあるWeb](#)
- ▶ [国の研究に関する倫理指針に関するウェブサイト](#)
  - ・ [文部科学省 ライフサイエンスの広場 生命倫理・安全に関する取り組み](#)
  - ・ [厚生労働省 厚生労働科学研究に関する指針 医学研究に関する倫理指針一覧](#)

番号	申請者	研究代表者	テーマ	受付日	結果	備考
						差

2) 日本公衆衛生学会 研究倫理審査委員会規定 (2007年10月23日)

目的

第1条 この規定は、日本公衆衛生学会(以下「学会」という。) 規定第22条に基づき、学会会員で研究を実施する者(以下「研究者」という。) が国内外で行う、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究について、「ヘルシンキ宣言」(2000年改訂)等の趣旨に沿い、特に疫学研究については「疫学研究に関する倫理指針」(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号)に基づいて、科学的合理性及び倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するため、本学会に研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。なお、研究倫理審査は、本来、研究者が所属する研究倫理審査委員会等で実施されるべきであり、会員が所属する機関に研究倫理審査委員会が設置されていない等、やむを得ない理由で研究倫理審査を受けることができない場合において、本委員会の審査の対象とする。